

## 1. 概要

具体的対応方針とは、

- ① 2025 年を見据えた構想区域において担うべき役割（病床機能）
- ② 2025 年に持つべき医療機能ごとの病床数を含む計画等

であり、医療機関ごとに以下のとおりである。

- ・公立病院・・・「新公立病院改革プラン」 → 「公立病院経営強化プラン（R5 年度末までに策定）」
- ・公的医療機関等・・・「公的医療機関等 2025 プラン」
- ・民間病院・有床診療所等・・・「病床機能報告での病床機能・病床数」

※ 公的医療機関等とは、

- ・ 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等が開設する医療機関
- ・ 医療法第 7 条の 2 第 1 項第 2 号から第 8 号に掲げる者（共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等）が開設する医療機関
- ・ その他の独立行政法人（国立病院機構、労働者健康安全機構）が開設する医療機関
- ・ 地域医療支援病院、特定機能病院

具体的対応方針は、各圏域の地域医療構想調整会議で合意を得る必要があり、本日の会議において、下記のとおりとしたい。

なお、一度合意を得た具体的対応方針についても、変更がある場合には再度調整会議で検討することとなっている。

## 2. 具体的対応方針（病床機能および病床数）

- ・ 高島市民病院      公立病院経営強化プランの策定 → R5 年度末までに策定または現プランの改定
- ・ マキノ病院        R4 の病床機能報告
- ・ 今津病院          R4 の病床機能報告

## 3. 各医療機関の病床機能および病床数 資料 4—2 のとおり